

旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務 公募型プロポーザル説明書

1 委託業務内容

- (1) 業務名
旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 業務内容
別紙「旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおり。
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、次のとおりとする。
14,718,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内
- (5) 契約担当課
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎12階）
広島市都市整備局都市機能調整部都心まちづくり担当
TEL 082-504-2651 FAX 082-504-2309
E-mail urban-ren@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な条件は、次のとおりとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めない。

(1) 単体企業の応募資格

- ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。
- イ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ウ 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- エ 広島市競争入札参加資格の「令和7・8年度」の「建築関係建設コンサルタント」業務の登録種目「建築一般」に登録されている者であること。
- オ 広島市競争入札参加資格の「令和7・8年度」の「土木関係建設コンサルタント」業務の登録種目「都市計画及び地方計画」に登録されている者であること。
- カ 管理技術者及び照査技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の一級建築士の資格を有する者を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ク 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- ケ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記ア、イ、ウ、キ及びクの条件をすべて満たしていること。

(2) 共同企業体の応募資格

- ア 共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。
- イ 構成員のすべてが(1)ア、イ、ウ、キ及びクを全て満たすこと。
- ウ 構成員のうち1者以上で、(1)エ、オ及びカを全て満たすこと。
- エ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、(1)ア、イ、ウ、キ及びクの条件をすべて満たすこと。

していること。

3 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※ 共同企業体の場合は、構成員ごとに、ア及びイを提出すること。

再委託する場合は、再委託予定事業者ごとに、イを提出すること。

ア 応募資格確認申請書（様式1） 1部

イ 2の応募資格の(1)イに該当していることが確認できる書類

① 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

② 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書「その3の3」（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

③ 本市に納税義務がない場合は、広島市税の納税証明書にかわる申立書（様式7） 1部

本市に事業所を有しないこと等が確認できる書類（登記の写し等）も添付すること。

ウ 共同企業体結成届等（様式2-1、2-2、2-3） 各1部（共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。）

※ 応募資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までに締結し、共同企業体結成届等を添付すること。結成されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

(2) 提出期間

公示日から令和8年8月26日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出先

前記1(5)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

4 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年8月26日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 基本仕様書等に関する質問書（様式3）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和8年9月7日（月）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和8年9月7日（月）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 提案書の提出

- (1) 提案書の記載項目
様式5のとおり。
- (2) 提案書の提出部数等
次のア、イ、ウを提出すること。
ア 提案書正本（様式5（正本用表紙）） 1部
イ 提案書副本（様式5（副本用表紙）） 10部
ウ 共同企業体結成届等（様式2-1、2-2、2-3） 各1部
（応募資格確認申請書提出時に提出しなかった共同企業体に限る。）
- (3) 留意事項
ア 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。
イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
ウ 提案書の正本用表紙（様式5）には、提案者名（所在地、企業名、代表者職氏名）等を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名等の記載と押印は正本用表紙のみとし、副本用表紙には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。
エ 提案書（様式5）には提案者（提出者）名を記載しないこと。
オ 提出書類は返却しない。
カ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。
- (4) 提出期限及び提出場所等
ア 提出期限 令和8年9月7日（月）正午
イ 提出場所 前記1(5)に同じ
ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

6 審査方法

- (1) 提案書の審査は、旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。
委員長 都市整備局 都市機能調整部長
委員 都市整備局 都市機能調整部 都心まちづくり担当課長
都市整備局 都市機能調整部 都市機能調整担当課長
都市整備局 緑化推進部 公園整備課 公園企画調整担当課長
都市整備局 営繕部長（事）保全担当課長
- (3) 審査基準
別紙「受託候補者特定基準」のとおり。
- (4) 受託候補者の特定
ア 受託候補者の特定に当たっては、審査（プレゼンテーション）を実施し、審査結果に基づいて決定する。
イ 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。
ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙「受託候補者特定基準」の合計得点（100点満点）が、本市の求める最低水準（60点）に達していない場合は、受託候補者としなない。
ウ 得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

7 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

- ・ 実施日：令和8年9月14日（月）（予定） ※詳細は提案者に別途通知する。
- ・ プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：10分程度
- ・ プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(2) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。
（令和8年9月14日（月）を予定）

(3) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

(4) 審査（プレゼンテーション）の欠席や、プロポーザルの参加を取りやめようとする場合は、審査（プレゼンテーション）実施日前日の午後5時15分までに、取下願（様式5）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

8 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、1(5)の契約担当課に提出した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

9 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、提案書は提出できない。

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書等は返却しない。

(6) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書について虚偽の記載をし、その他不正

行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

- (7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (9) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
 - イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。
- (10) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (11) 別紙「旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式4を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

10 問合せ先

前記1(5)に同じ。